

「刈谷市立地適正化計画」
パブリックコメントの結果について

1 実施状況

(1) 募集期間 平成 28 年 12 月 15 日 (木) ~ 平成 29 年 1 月 13 日 (金)
[30 日間]

(2) 意見の件数 4 件

(3) 提出方法の内訳 持参：0 件、FAX：0 件、メール：4 件

2 内容別意見の件数

序 章 立地適正化計画制度の概要	0 件
第 1 章 計画の前提	1 件
第 2 章 上位・関連計画の整理	0 件
第 3 章 都市構造上の課題分析	1 件
第 4 章 立地の適正化に関する基本的な方針	1 件
第 5 章 都市機能誘導区域及び誘導施設・施策の設定	1 件

3 意見の概要と市の考え方

第 1 章 計画の前提

	意見の概要	市の考え方
1	<p>コンパクトなまちへの転換は将来必要と思うが、現在、刈谷市はトヨタ系の企業が多数立地し、人口が増加しており、住宅地が不足しているように思う。</p> <p>人口が増加している刈谷市ではコンパクトなまちへの転換ではなく、住宅地をつくることを優先すべきではないか。</p>	<p>人口が増加している本市においても、「第 1 章計画の前提」に記載しているとおり、コンパクトなまちづくりは必要と考えており、これとともに新たな住宅地の創出も必要であると考えています。</p> <p>コンパクトなまちづくりについては、立地適正化計画において、中心市街地の人口密度の低下など課題解決を視点に誘導施策を活用して実現していきます。</p> <p>また、新たな住宅の必要性については、都市計画マスタープランにおいて将来人口の見通しと理想の人口密度を配分し設定していきます。</p> <p>このように本市においては都市計画マスタープランと立地適正化計画を一体で機能させまちづくりの方針を位置付けております。</p>

第3章 都市構造上の課題分析

	意見の概要	市の考え方
2	P46～P49の凡例では「機能800m圏域」と示され、図面上でその範囲が着色されているが、これは何をあらわしているのか。	<p>「機能800m圏域」は、国の指針を参考に各機能の徒歩による利用圏域を表しています。ご指摘を踏まえ、凡例を「徒歩圏域：半径800m」に修正し、図のタイトルを「機能の分布状況」から「機能の利用圏域」とし、図上には都市機能・生活機能を合わせた利用圏域を示すこととします。</p> <p>また、「都市機能の分布状況」の次頁に「生活機能の分布状況」として生活機能のみの立地状況を示す図面を追加します。</p>

第4章 立地の適正化に関する基本的な方針

	意見の概要	市の考え方
3	誘導方針において「郊外の高齢者を中心市街地に誘導する」とあるが、長年住み慣れた場所に住みたいと考える高齢者もいると思う。そういった人たちも移転させるという考え方なのか。	郊外の戸建て住宅に住む高齢者において、長年住み慣れた場所に住みたい方々は、住み続けていただき、便利なまちなか暮らしを求める方々や住宅の維持が困難になった方々を中心に、ニーズにあわせた居住地の選択肢を増やすという考え方であり、緩やかな誘導を想定しています。

第5章 都市機能誘導区域及び誘導施設・施策の設定

	意見の概要	市の考え方
4	P57～P58の都市機能誘導区域の設定において、災害による危険性など防災の観点も必要ではないか。	都市機能誘導区域の設定にあたっては、災害の発生のおそれのある土地の区域等、防災面も考慮に入れて設定しております。P58の「都市機能誘導区域の設定」の文章中に、「なお、当該区域は災害の発生のおそれのある土地の区域を含まないなど防災の視点も取り入れて設定しています。」と追記します。